

知多北部広域連合告示第2号

令和8年度知多北部広域連合介護職員初任者研修費介護職非従事者補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月25日

知多北部広域連合長 花田勝重

令和8年度知多北部広域連合介護職員初任者研修費介護職非従事者補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たな介護人材の確保並びに介護職員の離職率の低減及び資質の向上を図るため、介護職員初任者研修を修了した者に対し予算の範囲内で交付する知多北部広域連合介護職員初任者研修費介護職非従事者補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護職員初任者研修 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号イ及びロに掲げる研修であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程に係るものをいう。
- (2) 介護サービス 次に掲げるものをいう。
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第24項に規定する居宅介護支援及び同条第26項に規定する施設サービス並びに同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス、同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス及び同条第16項に規定する介護予防支援
 - イ 知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例（平

成29年知多北部広域連合条例第3号)第4条第1号アに規定する第1号訪問事業、同号イに規定する第1号通所事業及び同号エに規定する第1号介護予防支援事業

- (3) 介護職非従事者 介護職員初任者研修修了の日において介護サービスを行う事業所に勤務していない者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、東海市、大府市、知多市又は東浦町（以下「構成市町」という。）内に住所を有する介護職非従事者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 介護職員初任者研修修了の日の翌日から起算して1年以内に構成市町内に所在する介護サービス事業所へ新たに就労し、同一事業所で介護職員として90日以上就労しており、第6条の交付申請時においても継続して就労している者
- (2) 介護職員初任者研修に係る受講料（必須テキスト代及び実習費を含む。以下同じ。）について国、県その他の機関から補助金等の交付を受けていない者
- (3) 住所地の市（町）税（市（町）税に連帯して納める税を含む）を滞納していない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、介護職員初任者研修に係る受講料とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、介護職員初任者研修に係る受講料に2分の1を乗じて得た額とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 補助金の額は、1人につき1回、5万円を限度とする。また、補助金の交付は1人につき1回とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、令和9年3月19日までに、知多北部広域連合介護職員初任者研修費介護職非従事者補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 在職証明書

- (2) 受講経費の領収書、クレジット契約証明書又は利用証明書の写し
- (3) 受講料の内訳が分かる資料（研修案内等）
- (4) 研修機関が発行する修了証明書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認めた書類
（交付の決定等）

第7条 広域連合長は、前条の規定による申請があったときは、審査の上、支給の可否を決定し、知多北部広域連合介護職員初任者研修費介護職非従事者補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第8条 広域連合長は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けた場合は、補助金の交付の決定を取り消し、知多北部広域連合介護職員初任者研修費介護職非従事者補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により当該者に通知するものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消されたときは、補助金の全部を広域連合長に返還しなければならない。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和6年4月1日以後に受講した介護職員初任者研修に係る補助金について適用する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき交付決定を受けた補助金の交付に関しては、同日以降もなおその効力を有し、この要綱の規定により補助金の交付を受けた者に係る第8条の規定による交付決定の取消し及び補助金の返還については、なお従前の例による。